長崎県自動車税納税通知書用封筒に掲載する広告に関する契約書

長崎県知事　平田 研 （以下「甲」という。）と＜契約決定者＞（以下「乙」という。）は、甲が作成する令和9年度自動車税納税通知書用封筒に広告を掲載することについて、次のとおり契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条　甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（広告の規格等）

第2条　広告の掲載は、令和9年5月に甲が作成、発送する令和9年度長崎県自動車税納税通知書用封筒に行うものとし、広告の規格および原稿の作成については、別添仕様書によるものとする。

（広告掲載料）

第3条　広告掲載料は、金　　円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

（広告掲載料の納付）

第4条　乙は、前条に定める広告掲載料を甲が別途発行する納入通知書により、契約締結日の翌日から起算して 15 日以内に、甲に納付するものとする。

2 甲は、既に納入された広告掲載料を乙に返還しないものとする。ただし、乙の責めに帰すことができない事由により、広告掲出を中止し、又は本契約を解除したときは、この限りではない。

（支払遅延）

第5条　甲は、乙が前条に定める納付期限までに広告掲載料を納付しないときは、納付期限の翌日から完納の日まで未納代金につき契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第8条第1項の規定に基づき定められた政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（以下「財務大臣が決定する率」という。）と同率の率で遅延利息を徴収するものとする。ただし、天災、事変等により止むを得ないと認められるときはこの限りではない。

（権利の譲渡及び転貸の禁止）

第6条　乙は、広告掲載資格を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（契約の解除）

第7条　甲は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき。

(2) 乙が県の信用を失墜させ、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。

(3) 乙が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。

(4) 乙の倒産、破産等により広告を行う必要がなくなったとき。

(5) 乙が長崎県自動車税納税通知書封筒広告掲載者の資格及び広告内容の範囲に関する基準に抵触したとき。

(6) 県の業務上、やむを得ない事由が生じたとき。

2 乙は、業務上やむを得ない事由が生じたときは、広告掲載の取り下げを申し出ることができる。

3 第1項の規定により、この契約を解除した場合において損失が生じることがあっても、乙は、甲に対しその補償の請求を行うことができない。

（広告内容の責任）

第8条　乙は、広告掲出に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 乙は、広告の掲出により第三者に損害を与えた場合は、乙の責任及び負担において解決しなければならない。

（暴力団等の排除に係る契約解除）

第9条　甲は、乙が長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱（平成 22 年9月 13 日施行）別表1に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められた場合、催告その他の手続きを要することなく、この契約を即時解除することができる。

2 甲が、前項の規定により、この契約を解除した場合には、甲はこれによる乙の損害を賠償する責を負わない。

3 第1項の規定により契約が解除された場合は、乙は契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として甲に支払うものとする。

（協議）

第10条 本契約に関し疑義があるとき、又は本契約に定めのない事項については、要綱、基準及び要領の定めによるものとし、これらに記載のない事項については、甲乙協議のうえ決定する。

（管轄裁判所）

第11条 本契約に関する訴えの管轄は、長崎県庁所在地を管轄区域とする長崎地方裁判所とする。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和　年 月　日

甲　長崎市尾上町3番1号
長崎県知事 平田 研

乙